

新型コロナウイルス感染症受入医療機関業務支援事業費補助金交付要綱

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、第2項に定める事業を除き、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

新型コロナウイルス感染症入院医療機関等体制整備事業費補助金交付要綱

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、第2項に定める事業を除き、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 4 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (11) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に

係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

大分県検査無料化事業費補助金交付要綱

（補助金の交付申請等）

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第2号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、あらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。

2 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書きの規定により申請書兼請求書を提出した事業者は、提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第7号）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。